

令和3年

第3回 会津美里町教育委員会議事録

2月定例会

令和3年2月定例会

- I. 日 時 令和3年2月18日(木) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 新 田 銀 一 |
| 委 員 | 小 関 れい子 |
| 委 員 | 須 田 健 志 |
| 委 員 | 武 藤 周 一 |
| 委 員 | 明 田 安 弘 |
- I. 出席説明者
- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 教 育 文 化 課 長 | 松 本 由 佳 里 |
| 教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 | 金 川 純 |
| 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 | 福 田 富 美 代 |
| 教 育 文 化 課 長 補 佐 | 渡 部 雄 二 |
| 教 育 文 化 課 長 補 佐 | 鶯 川 晃 |
- I. 傍 聴 人 な し

令和3年2月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第1回会津美里町教育委員会1月臨時会議事録の承認について

令和3年第2回会津美里町教育委員会1月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

- 報告第 1号 会津美里町教育支援委員会審査結果の報告について
- 議案第 3号 会津美里町生涯学習振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 4号 会津美里町生涯学習指導員設置要綱の一部を改正する要綱
- 議案第 5号 会津美里町地域学校協働推進事業実施要綱
- 議案第 6号 会津美里町学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱
- 議案第 7号 会津美里町視聴覚ライブラリー条例施行規則を廃止する規則
- 議案第 8号 会津美里町学校支援コーディネーター事業実施要綱を廃止する要綱
- 議案第 9号 会津美里町放課後子ども教室推進事業実施要綱を廃止する要綱
- 議案第10号 令和3年度会津美里町生涯学習重点事項について
- 議案第11号 会津美里町立認定こども園における令和3年度給食費の額の決定について
- 議案第12号 令和3年度以降の成人式の開催方針について
- 議案第13号 会津美里町社会教育関係団体の認定について
- 議案第14号 会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について
- 議案第15号 会津美里町学校施設長寿命化計画について

5. 協議事項

- (1) 令和2年度第2回総合教育会議について
- (2) その他

6. 報告事項

- (1) 議会2月会議について
- (2) 共催・後援承認依頼について
- (3) 児童・生徒に関すること
- (4) 教職員に関すること
- (5) 生涯学習に関すること
- (6) 教育関係施設に関すること
- (7) 事務局報告事項
 - ①教育文化課
 - ②認定こども園
- (8) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午後1時30分

1. 開会

教育文化課長 令和3年第3回会津美里町教育委員会2月定例会を始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。
教育長お願ひします。

教育長 天候も悪いので、なるべく早く切り上げたいと思います。議題、審議事項がいっぱいありますので、よろしくお願ひします。

小中学校の人事が始まっています。事務局から連絡があると思うのですが、3月4日に内示になります。臨時の教育委員会を設定して、皆様に了解を得るという形になると思いますので、3月4日午後4時頃から準備していただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、令和3年第3回会津美里町教育委員会2月定例会を始めます。

会期は1日とします。

出席は委員全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、鶴川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の5名です。

議事録署名人は、出席委員全員でお願ひいたします。

2. 議事録の承認

教育長 2番目の議事録承認に入りたいと思います。

一括でよろしいと思うのですが、令和3年第1回会津美里町教育委員会1月臨時会議事録、同じく1月定例会議事録の承認についてを議題にしたいと思います。

1月の臨時会と定例会議事録、特に訂正とかありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長 異議がないようですので、1月臨時会議事録、1月定例会議事録の2つについては承認にしたいと思います。

3. 教育長報告

教育長 3番目、教育長報告に移ります。

3ページと4ページを見ていただきたいと思います。2月1日から2日、3日と校長先生、教頭先生との定番の人事評価面談があります。何かご質問ありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問がないようですので、教育長報告は終了させていただきます。

4. 審議事項

教育長 4番目、審議事項に入ります。
事務局に質問ですが、報告第1号から議案第14号まで、非公開にすべき項目はあるのでしょうか。

教育文化課長 報告第1号につきましては、非公開をお願いします。それだけです。

◎報告第1号（非公開）

◎議案第3号

教育長 議案第3号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 （議案第3号「会津美里町生涯学習振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」説明）

教育長 成人式の実行委員会についてです。
ご質問あればお願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 質問等はないようですので、事務局の原案のとおり議案第3号については決することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第3号については、原案のとおり決しました。

◎議案第4号

教育長 議案第4号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第4号「会津美里町生涯学習指導員設置要綱の一部を改正する要綱」説明)

教育長 今説明ありました。
何かご質問あればお願いします。
フルタイムの指導員が増えるということです。

教育文化課長 全体的には3人減になります。今までパートタイムを15人頼んでいたのですが、
来年度はフルタイム4人とパートタイム8人、全体で12人でと考えております。

教育長 パートタイム3人減で、それをフルタイムのほうに持っていったということですか。

教育文化課長 フルタイム4人。

教育長 生涯学習センター3つ分。

教育文化課長 公民館と宮川と本郷と新鶴と1人ずつフルタイムを置くということになります。

教育長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問ないようですので、事務局の原案のとおり議案第4号については決すること
にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号については、原案のとおり決しました。

◎議案第5号

教育長 続きまして議案第5号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第5号「会津美里町地域学校協働推進事業実施要綱」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育文化課長 (追加説明)

教育長 この要綱は、いつまで決めなくてはならないのですか。

教育文化課長 実際には4月1日からこれで動きたいということなので、今日のご説明だけして、ご意見いただいて修正し、来月もう一度上程させていただこうかと思っております。

教育長 3月ですね。

教育文化課長 3月に。できれば3月4日の臨時会あるいは定例会でもう一回お願いしたいと思っています。

教育長 今日はさっと見ていただいて、委員からはご指摘をいただいたわけですよ。

教育文化課長 これから詳しくいただきます。

教育長 あとそのほかの委員の方々どうでしょうか。

委員 事前にはよく見ていてあれですけども。

委員 中身は理解されていたということでいいのですね。

委員 いや、これ見て思うことあるんですけども。

教育長 取りあえずこのフローチャートと、併せて質問とかあればどうぞ。

委員 併せてというとなかなか難しいのですが、今日配られたものを見させていただいて、結局コミュニティスクールというところが始まるのはいつですか。

教育文化課長 令和4年度からということで考えております。

委員 令和4年からは下で、3年の4月からの1年間は上ということですよ。

教育文化課長 はい。

委員 上というのは、今まで結局学校の応援団とかという感じで、直轄でコーディネーターがやってこられたと思うんです。そことの違いはもうちょっと、そこ今までやってきたことと、こういう団体としてやったのでしょうけれども、特に結局今までと違うのは、放課後こども教室とかもみんな入れ込んで、これから組織としてやっていこうという形になるのだらうと思うのですが、そのところ、もう少し説明

いただきたいのと、あと移行した場合、文科省などは、企業とかも入っています。そういうのは、この関係団体代表みたいになるのか、それともちゃんと企業で、いろいろ体験活動させてもらったり、いろんな取組の中に入れてもらうみたいなのは、ここはどうなるのかなみたいな感じがあるのですが、企業も何か入ったほうがいいのかなど。文科省なんかには上がっているシナリオなどを見ると。

教育文化課長補佐 企業の部分につきましては、国や、県からいただいている資料にも当然入ってございまして、来年度につきましては、どのように立ち上げられるかというのが主眼であります。当然その中で検討していただく中で、例えば企業の協力が得られるような状態とか、そういうことが判断できるのであれば、令和4年度から企業が入り込めるような、いずれにしても、要綱の整理が必要になってくると思いますので、実際に動けるような組織を要綱で表していきたいと考えておりますので、来年度の検討とか、関係機関によりまして、若干変わる可能性はありますが、運営できる組織としていきたいと考えております。

委員 いや、実際、もし企業をちゃんと入れ込もうとするならば、そういう目標の中にこういうのをつくっていったほうがいいのかないかなと思いますが、本郷地域だと例えば瀬戸物とか、高田地域もいっぱいあります。新鶴地域もあります。そういう中での企業というのでしょうか、そういう私的な団体との、私的というか、関わりは必要だと思うので、そういうのはちゃんと入れ込んでおいたほうが後から考えるのではなくて、来年度1年しかないのも、もしそういう構想の下につくったほうがいいのかないかなと思いました。

教育長 それは、どっちを言っているのですか。

委員 どっちもです。令和3年度は無理でしょうが、コミュニティスクールをつくる令和4年度からは、企業もちゃんと入っていたほうがいいのかないかなと思います。

教育長 企業が入るとなると、企業は右側で言うと、青い部分ありますよね、その中の学校応援団のところに入るのかなと思っていたのですが、例えば活動サポーターとか、活動支援員とか、その辺のところ企業が入るか、もしくは左側の赤のところの運営協議会のほうに企業の方が地域住民だか、関係団体代表だか分からないけれども、その辺に入ってくるのかなと思っていたのですが、どうでしょうか。

委員 こういうのが立ち上がったのが平成20年代だと思うのですが、一番最初に、学校の応援団なんていうことが。平成17、8年頃だと思うのですが、そういうときにもう既に何か企業の地域の方だとかが入っているようなところもあったので、だからそれはどこに入れるかは今まだ分かりませんが、意見として入れたほうがいいのかないかと。

2つ目は、放課後こども教室となっているのですが、放課後こども教室というのは、児童クラブではないですよ。

教育文化課長 ではないです。

委員 ですから、何か見ると児童クラブもその中に入ってきそうな感じなのですが。

委員 児童クラブは、もともと違うのではないですか。

委員 違うのですけれど、他県などには、子供を育てるという一つの中で、やっぱり連携というか、実際に結構児童クラブの問題が多いと思うのですが、運営上もあれですし、実際に子供の問題点とか、そういうのも多いので、児童クラブなんかも入っているところがあるのです。だから、その辺は意見としてですけれど、実際今の運営状態で課が違うというか、運営しているところが違うと思うのであれですけれども。

委員 多分、二重構造になっているのではないかと心配されているわけでしょう。児童クラブはまた違うのだけれども、これは対象になる子供たちは、基本的にはくくりの中で児童クラブに行く、それから放課後こども教室に行くというふうにして分かれているけれども、トータルでものを考えているところはないのではないかなど。

委員 そうですね。

委員 ただ、片や厚生労働省、片や文科省だという、文科省でもないけれども、こういう形で分かれていることにもともと問題があったらば、名称が一緒だというのはあるだろうと思うのです。ただ、今の段階では何かそういうのは難しいのかなという気がする。

委員 でも、行く行くとして、自分が現職で何とかというわけではなく、自分の経験として、児童クラブは結構大きな課題なのです。子供は半日ではないけれども、午後5、6時までいる。例えば午後3時頃からとか、そういうところの持っていき方はすごく大きな問題があるなと感じてきたので、そういうのを何かの課題で、例えば地域コミュニティーとかの中でもいいから、入れていって、実際の運営だけではなくて、子供を全体で育てていくということになれば、児童クラブだけが落とされるというのは逆に何かすごく大事なことではないかなと思って、やっぱり全体で、地域学校協働活動というのは、結局みんなで見たいこうです。学校を核にしてとか、だからそういう意識が必要かなというふうに私の経験の中で思うので、そこだけでもちょっと聞いてというか、ここ直接何とかしようではないのですが、何とかそういう声もあるのだということは、頭に入れていただければありがたいと思うのです。

教育長 聞いた話ですが、放課後こども教室は、地域学校協働の部分に入っているでしょう。そして、今委員言われたように児童クラブ、それが入っていないような感じなのですが、学校が終わると児童クラブの子も放課後こども教室の子もみんな放課後

こども教室で十把一絡げでみんな面倒見ている。

委員 違いますよね。

教育長 放課後こども教室が動いている間は。そして、放課後こども教室が閉じることになると、児童クラブの子は児童館に帰って、放課後こども教室の子は帰る。

教育文化課長 そういうふうになっているところとしていないところとあると思うのですけれども。

教育長 うちが駄目なのですか。

教育文化課長 4か所ある児童クラブで。

教育長 それやっているところあるのですか。

教育文化課長 やっているところとやっていないところとあると思うのですが、運営の仕方が違い、もともと国では児童クラブと放課後こども教室の連携だとか、あと一体化みたいなところとかは、ずっと何年も前から言われているところなので、放課後こども教室と放課後児童クラブが先ほど教育長から説明されたとおり、何時までは放課後こども教室をやっている日はそこに行っているけれども、その後は児童クラブにということでやっているところもあります。部分的に何人かは児童クラブと放課後こども教室を兼ねているというような言い方変ですが、放課後こども教室は週1回ぐらいなので、それがあつ日はそちに行つて、あと児童クラブでもみたいなどころもありますので、連携しながらやっているところではあります。それをもうちょっと連携強化していかなくてはいけないとは思つています。

児童クラブの問題は、本当にいろいろあるところがございますので、それはこの学校協働事業の中に児童クラブを入れるかどうかというのもまた相談しながらかなとは思つのですが、あと児童クラブの子供だから、放課後こども教室の子供だからと分けるとか、別だということではないかなというのつ分かりますし。

教育長 委員は、入れたほうがいい、連携を強めたほうがいい、そちのほうなつですね。

委員 どちらかというつ、そのほうが見た目にも分かりやすいので、ただその中身が一体どういう、本当は入れて何か差し障りあるのかなという感じはしないではないのつですが。

委員 ただ、児童クラブ、運営上の話だつお金取つているでしょう、取つていないの、会津美里町は。

教育文化課長 会津美里町は取つていない、延長分だけ取つています。通常は取るのつです。

- 委員 厚生労働省の流れでいくと、お金を取って面倒をみると、保育と一緒にだと。
- 教育文化課長 学童保育なので。
- 委員 そこは責任問題含めて、法律の流れが違うというのは、どこかで法的な責任の問題が出てくるのです。そこで分けてやっているのを一括するのだと、厚生労働省と文科省の話をした中身でやっていかないと、勝手に動いて最終的に困るところが出てくるのではないかと思います。だから、子供たちにとってどっちがいいかは、本当にきちんと流れを見ていかなければならない。
- 教育文化課長 国で子ども総合プランというのを10年ぐらい前からずっと議論し、5年ごとくらいにだしているのですが、その中でもずっと放課後こども教室と放課後児童クラブの連携と言いましたように一体化の方向に持っていきなさいということは言われているのです。それは、文科省も厚生労働省も併せて言っていますので、そういう方向とは思っているのですが、でも基本的に違うので。
- 委員 その辺よく分かりませんが、ただこれは結局そんなに大きくいろいろと厚生省か文科省かという関わりがこのコミュニティーのものというか、みんなで子供を見ましようね、学校を核にしてみんなで子供を育てましようねと、地域も育ていましようねという、この活動の中に何か大きなテーマはあるのですか。やっぱり文科省だけしかできないのですか。それも含めて、結局学校を核にしなごらやるということなので、児童クラブは児童クラブでやれば、責任は責任でやっているし、それはそれでいいと思うのですが、ビジョンの中に何で児童クラブがこの中に何で出てこれないかがその辺がよく分かりません。
- 委員 逆に言うと、ビジョンの中に児童クラブを入れたら混乱すると思うのです。児童クラブはもともと基本的な考え方が違うわけです。放課後こども教室とは違うから、別個に存在しているわけです。だけれども、要するに子供を対象にすれば一緒のほうがいいのではないかという議論を国もしているわけ。様々な制度改革ができていないけれども、今の段階でそれをここに入れたら、児童クラブを入れてしまうと、それは混乱することだと思うのです。
- 委員 ただ、考え方としては、一体になっていかないと、様々な問題が解決しないと思うのです。
- 委員 それは、逆に具体的にどこかでやるときに、児童クラブのことと調整というか、考えを入れながら何かやっていくというのは、実際運営ではやったほうがいいと思います。けれど、それを組織上で児童クラブの位置づけというのは、本当にわけわからなくなってしまおうと私は思うのです。
- 教育文化課長 例えば協議会の委員に1人児童クラブの方を入れるとか、そういう中で放課後こ

ども教室とか、地域との連携をしていくという部分にはなるかと思いますが、ただ、ここで児童クラブを入れるということではなくて、具体的に全部のどういう人が委員になるかとか書いて明示しているわけではないので、そういう中で児童クラブも交えて、地域として進めていくということではありなのかなとは思いますが。

委員 今話をされていて、私が何か明示してほしいというのは結局そこだったと思います。連携をしてというところも、結局このビジョンというのは、学校を核にした連携です。だから、児童クラブが何か落ちてしまうというところに何か大きなものが欠落しているなと思ったので、結局組織というか、児童クラブの運営主体は別として、それは全然別なわけですから、ただ連携の中にその児童クラブというのは、やっぱり頭に入れておかないと、本当に子供たちが学校からそっちに移動したときの大きな部分を占めているのでという私の意見です。

教育長 今委員言われたように、児童クラブの扱いをここに入れてしまうと面倒くさいのであれば、実際の運営面でいろいろと連携を取っていくとか、そういう形の中で、やっぱりこういうペーパーにすると、児童クラブが入っているのはよくない。

委員 これ見せてもらってなおさら思ったことがある。これは、コミュニティスクール設置前と設置後で分けていますが、この要綱はそれを想定してつくったわけではないですよ。というのは、この要綱、この本文の下の部分、例えば失礼ですが、本部長が教育長を想定してつくってあるのなら、各学校ごとに本部長を設定してやる仕組みでこの要綱をつくっています。そうしたとき、令和3年度は本部長を教育長がやるというのは、要綱上のどこで読み取れるのかなと逆に思ったのです。あくまで各地域の協働本部、ただコミュニティスクールが別な規定でやりましたけど、このコミュニティスクールの規定が9ページの第3条の第2項しか出てこないのです。コミュニティスクールの定義の内容です、この中では。そうすると、この中、下の部分に移行するにしても、これが要綱を改正すると今課長補佐おっしゃったから、それはそれでしょうがないのかなという話ですが、成り立ちがよく分からないと思います。令和3年度から令和4年度にいくにしても、私のイメージは令和4年度のほうがイメージで、ただコミュニティスクールがきっちりここの中に入ってこないから、定義をして別個につくりましたよね。定義したものをここに入れ込むというのは分かりますが、ここに全く定義がない、単なる名称は出ていますけれども。

教育文化課長 コミュニティスクールは、まだ何もできていない。

委員 ああ、そうか、説明だけあったんですね。

教育文化課長 説明だけなのです。

委員 この定義はここでやらなければいけないでしょう。コミュニティスクールという名称は出ていますけれども。

教育文化課長 別個につくってはいないので、この中で入れ込んでいくということで、検討するという部分ですから、導入に向けた検討。第3条の2項の運営方法を検討すると、第4条。

委員 運営方法を検討するというのは、存在していて運営方法を検討するためにやるという。

教育文化課長 第4条の推進委員会の役割でも、コミュニティスクールの導入に向けた検討。

委員 とこっちで言っていますよね。定義上でコミュニティスクールが法律に基づいてこのコミュニティスクールは何だというのがないとあまり分からないでしょう、名称は使っていますけれども。

教育長 定義がないと。

委員 我々が聞いていた前段条文だけだったわけです。令和4年度にやるというコミュニティスクール地域協働本部というのは、共存ではないけれど、どこかの地域はコミュニティスクール、どこかは協働本部というつくり方ではないのでしょうか。

教育長 ちょっとまだ分からないのだろうと。例えば新鶴、高田、本郷地域というふうに小中校合わせてコミュニティスクールにするか、それとも小学校単独、中学校単独でコミュニティスクールにするか、それは令和3年度に考えることとなります。方向性としては、小中一緒にしたコミュニティスクールになるだろうと予想はしているのです。それから、コミュニティスクールと連携して協働本部なのですが、この協働本部も新鶴、高田、本郷地域というふうにつくったほうがいいのか、それとも一括で会津美里町として協働本部をつくったほうがいいのかとか、いろんな意見あると思うので、それは令和3年度に協働本部とかを立ち上げて検討していくということです。

委員 ということは、逆に言うと、上のこの図で、こういう形にもうつくってしまうことではないですね。これができるわけではない、令和3年度。これつくりますか。

教育文化課長補佐 つくります。

委員 これをつくって、ではある意味解体するのではないけれども、別個の形にするということですか。

教育長 つくるというか、令和3年度はこういうふう整理する。

教育文化課長補佐 整理せざるを得ないというか、運営主体を各地域で行っている学校の応援団は

直轄ですけれども、学校の応援団であったり、長期の学習支援、あと放課後こども教室を存続するためには、この組織形態をつくってまず実行部隊をつくって、その中でこの本部事業の上にあります推進委員会で、令和4年度以降のコミュニティスクールの検討、先ほど教育長が申し上げた学校をどうするとか、協働本部とコミュニティスクールは、基本的に一対というふうに今事務局側では考えていますので、それによってこのつくり込みが変わってくるということは認識しております。

委員 何でそこを言うかという、推進委員とか、いろんな職名の方たちが令和3年度中に選任するのでしょうか。

教育文化課長補佐 はい。

委員 現実に動くのではないですか。それは、令和4年度に移行したときに、その人たちがそっくりそのまま全てに当てはまった形で選任という形ではないですよね。これ統括された、全体のやつだけです。

教育文化課長補佐 各地域における放課後こども教室については、各地域に移行する関係もあって、今現在4地域ですか、宮川も含めた4地域で放課後こども教室を行っています。それを例えば3地域の高田、本郷、新鶴の放課後こども教室に移行するのであれば、全員ではないにしても、大多数の方がそちらに移行できるのかなということ、あと学校の応援団が今現在一括でやっているものを3地域に極端に言うと連携という考え方もあるのですが、地域連携というか、学校ごとの連携ということで、そのまま存続する可能性も今の段階では否定できないのですが、仮にそれを3地域に分けたときには、そちらのほうでも人手が要するということになる。長期休暇の学習支援につきましては、今現在でも直轄ですが、地域ごとで行っているのも、それもある程度整理できるかなと考えてはいたのです。

委員 事務局では、全部基本的には整理された中身であればいいのですが、何かずっと既定路線でいくと、かなり詳細にわたって委員とか、そういう形で選任する形になっているのではないですか。そういう形が要綱上設定されて、具体的に動くのは令和4年度にならないと動かないわけです、細かいところで言うと。

教育文化課長補佐 今の令和4年度からしか動かないというのは、令和3年度からも動けるように今回なるべく要綱改正の部分を少なくするように、令和3年度、4年度両方の部分を盛り込んでつくっている要綱だったので、非常に分かりづらいとは思いますが。それで、なるべく改正部分を少なくして、コミュニティスクールの選任については、当然コミュニティスクールをこれからつくった上で要綱を策定する、それとすり合わせをしながらやっていくというのは当然必要だと思いますが、組織的には今現在4地域で行っている部分は、そのまま存続しながら、コミュニティスクールができた段階で、協働本部も分割しながら、下に落としていったときに困らないようにいろいろなことを想定してつくってはいたつもりだったのですが。

委員

委員の話聞いていて、この要綱、これ見ただけでは分からなかったのですが、今日のイメージ図と併せて見ると、結局令和3年度と令和4年度を合わせて要綱をつくったみたいなのですね、結局は。逆に言えば、どうして令和3年度の1年間だけを急遽つくらなくてはいけなくなったのかというところで、来年1年間かけて、コミュニティスクールも立ち上げる準備をすると、令和4年度からすると。そうなったときに、今までのやり方でこの1年間やって、何か本当に困ったことがあったのかとか、協働というか、その考えを今やらなくてはならないと思うのです、教育委員会、文部省からも下りてきて。そういう動機だと思うのですが、何か無理して2年度分を併せてつくって、要綱までつくってというのは必要なかどうか。令和4年度からのものをつくっていったら、1年かけて。そして、それも併せて要綱にしていったほうがよりコミュニティスクールが立ち上がったときと同時にこれがいくのではないかなという、準備期間がやっぱりコミュニティスクールをつくと同時に協働の活動も、事業も何か一緒にやっていったほうが、ただ今話を聞いていても分かるし、私自身をこの要綱を2年度にまたがってではなく、令和4年度に移行といったときに、使った方が分かりやすいのですが、置くのはいっぱいあると思うのです。

教育長

令和3年度はいろいろとご意見を出しながらやっていくということで、令和3年度と令和4年度以降のものをくつつけることはないかもしれない。だから、今委員言われたように、令和4年度に向けて令和3年度というのは無理して、準備期間だから軽く考えていたのです。もちろん令和3年度は文科省のほうから補助金ももらいながら、令和4年度から実際に地域連携協働本部とか、それから学校運営協議会、そっちのほうをお願いしたらいいのかなとは思っておったのですが、どうですか。

教育文化課長補佐 来年度について、まずこの要綱を策定する意味の一つに、補助事業が変わってしまうということがございます。この協働本部事業を実施するために組織をつくって、今現在ある、これから廃止の要綱もありますが、従来の委託事業は、今年度で終わりになります。来年度この会津美里町地域学校協働本部というのを立ち上げて、その下部になります学校の応援団とか、放課後子ども教室を存続し、補助事業として存続するためには、要綱がまず必要になります。そして、この要綱の組替えで、その補助金の対象となるのは、学校協働本部の分だけになります。なので、最低でも地域学校協働本部だけを立ち上げるという要綱にしますと、恐らく推進委員会は全部なくなりまして、あと推進委員会関係以降のこの協働本部、9条以降の部分だけで対応は可能になるかと思えます。ただ、1点だけ気をつけなければいけないのは、協働本部を町として1つにするという位置づけがあれば、それはそのように替えますし、これは2つ以降できた場合でも、合体して配置できる要綱になっていますので、どちらかという、令和4年度以降の要綱に近いので、そこは修正する必要が出てきます。しかしながら、それ以降の11条以降については、その後の令和4年度以降も変わらないような内容になっているかと思えます。

いずれにしても、検討する機関が協働本部だけでは、コミュニティスクール

を立ち上げる、もしくはどのようにつくっていくかというところの前提ができなかったものですから、推進委員会の部分を入れまして、検討するというところで、国の補助金にも該当するような形で、この推進委員会も併せて立ち上げて、委員も選定していただいて、令和4年度を迎えたいというような趣旨でございます。

委員 補助金ですね。

教育文化課長補佐 はい。

委員 それなら簡単に言うと、推進会議だけ立ち上げればいい話ではないのですか。

教育文化課長補佐 協働本部が最低の補助対象、事業主体なので、そこがないと駄目です。

教育長 推進本部ではないのですか。

教育文化課長補佐 極端に言うと、推進委員会と協働本部をひとつずつでそれぞれ立ち上げるのも検討したのです。検討したのですが、いずれにしても、コミュニティスクールが複数できた段階で協働本部を分ける必要があり、改正しなければいけないとは分かっておりました。

委員 これ読ませてもらって、一番気になったのは、推進委員会という一番大きな委員会と協働本部の役割がこの中で一括でうたうことで、すごく無理があるように見えるのです。協働本部というのは、委員会組織ではなくて、実際に実働部隊でしょう。だから、会議の設定も、推進会議とは違うのです。そういう規定がなくて事務局、教育部局がやる話だけしか出てこないわけです。だから、その辺含めると、この要綱の設定の仕方はかなり無理やり設定しているというのが私のイメージになっています。そこはもうちょっとシンプルにできないの。それだけでもやれば全然違うような気がします。

教育文化課長補佐 この要綱をつくる際に、当然担当との今までの先行事例、市町村でやっている要綱も参考にさせていただいて、5、6市町の分を見させてもらったのですが、こういう一括でやっているところが1か所あります。これ以外については、協働本部だけの要綱であったりということなのですが、町として、例えばコミュニティスクールをどう立ち上げるかというところで、諮問する委員であったり、協議する委員が必要という前提で、県のほうにも、国のほうにも申請していますので、やるとすれば推進委員会の諮問的、相談的な組織と協働本部としての実行部隊としての組織の要綱をそれぞれつくって、その下部のほうに先ほど言った推進員を配置するということで、2つに分けることは可能かというふうに思っております。

委員 そのほうが分かりやすいのではないのでしょうか。

教育長 推進委員会とそれから協働本部2つに分けてつくるということですね。

教育文化課長補佐 私もそれは正直考えたところではあったのですが。

教育長 どうですか。

委員 もうちょっと分かりやすい、推進委員会自体はやっぱりトータルでこの事業活動をするための諮問機関であると、併せの部分別個でいい。協働本部はどうしても自己単位というか、実際に事業をやる形だから。

教育長 そうすると4月1日までにつくる必要があるのですか。

委員 そんなに難しい話ではないからつくれますよね。

教育文化課長補佐 これを分けるだけで、少し調整しますけれども。

教育長 では、それをもう一回調整してみて、3月に出していただく、どうですか。

教育文化課長補佐 もう一つ、お伺いしてもよろしいでしょうか。当然委員からもおっしゃっていたのですが、この要綱が令和3年度、4年度網羅できるようにつくってあります。わざと令和3年度バージョンだけ特化していて改正、どちらがよろしいかですが。

委員 簡単な修正で済むというなら、そういうことであれば、それは別に構わないと思うのです。ただ、イメージがどうしても何かそれぞれの学校に合う方向のイメージがあったので、一本の協働本部というイメージがここから湧いてこなかったのです。ただ、これ見せてもらったならそういうイメージだったので、ちょっと相違があったので矛盾を感じざるを得なかった。それは、だから構わない、推進委員会がよければ。

教育文化課長補佐 分かりました。では、そのようにつくらせていただきます。

教育長 これ令和3年度から補助金の関係でつくるの。

教育文化課長補佐 協働本部は最低ないと補助対象にならないので。

教育長 煮詰めて令和4年度からのをつくれればいかなと考えたのですが、協働本部の補助事業からいくと駄目ですか。

教育文化課長 駄目です。

3月に再度出ささせていただきたいと思います。

教育長 そうですね。令和3年度からのにして。
よろしいですか、今の。

(「はい」の声あり)

教育長 では、議案の概要についてはもう一回3月に再提出でお願いするということによ
ろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

◎議案第6号

教育長 それでは、続きまして議案第6号を議題にしたいと思います。
事務局の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第6号「会津美里町学校適正規模・適正配置検討委員会設置要綱」説明)

教育長 ありがとうございました。
委員長というのは、(1)から(5)の方の中から選ばれて委員長になるのですか。

教育文化課長 「委員長及び副委員長は、委員の互選による」なので、その中で。

教育長 (1)から(5)までなのですね。

教育文化課長 はい、そこで互選。

教育長 検討委員会というのは、令和2年度とか、令和3年度とか、そういう制限はない
のでしょうか。

教育文化課長 検討委員会をいつまで置くかということですか。

教育長 そうです。

教育文化課長 それについては、特に今のところ後ろはないです。そんなに簡単なことではない
かなとも思うのです。

委員 長寿命化計画でも10年だ。

委員 これは、どこまでを具申するのですか。結局人口の問題で言うと、あとは校舎の
長寿命化との整合性の中での検討でしょう。結果的には最終的にはこうなりますよ

まで出すのですか。こういうふうにしてやるべきであるとか、こういうふうなことが望ましいというようなことまで出すという目的でこれ設置するのですか。

教育文化課長 例えば何年後の統合が必要だとか、そういったことを具体的に。

委員 そういう意見を聞いて、こちらも勘案して、当然総合会議で話をして、議会に出して行ってというふうなことをイメージしてまずこれを立ち上げるということ。

教育文化課長 はい。まず、住民の方も交えて一旦そこでよくお話しただいてということですよ。

委員 中には、そんなのとんでもないという人もいるわけですから。

教育長 要するに町の人口調査によると、20年後には今の人数が半分になると、それはみんな分かっているのです。だから、その辺のところの事案で、子供の数がこういうふうに減ってくるから、学校の教育活動についてはこれでいいのか、いや、ここをくつつけたほうがいいのか、そういう話が出てくる。何年度あたりからこれではあれだろうとか、そういう問題点を抽出してもらって、では美里町の学校としては100人とか、200人規模でないと駄目だとかと、そういうところを話し合っていく。それと並行して恐らく今度は建物の問題が出てくる。

委員 出てきます、当然あります。そのときに大体今から想定されるのが建物を統合すると、大体旧高田地区が迫ってくると、そういうふうになってくるのです。それにいろいろ問題が出てくるのですが、小学校問題とか、統廃合問題。

教育長 だから、この前地域説明会に行ったら、何でもかんでも統廃合ではなくて、地域の特性があるのだから、地域のコミュニティーを大切に、義務教育学校といったか、その辺のところも考えないと駄目だなんていうくぎも刺されてきました。

教育長 そういうところも含めてと考えています。

委員 ここでとにかくもんでもらうと。

教育文化課長 はい、そうです。

きちっと検討した結果で、地域のためには残さなければならないとなったら、それなりに建物のほうにもお金かけなくてはいけないと思いますし、先週でしたか、若松市の総合教育会議で大戸が特例校で、どこからでも来ていようにするみたいな話も新聞に載っていましたが、地域でお話、地域の人も交えて、いろんな関係者でお話しただくしかないのかなと思っています。

教育長 そういうことで、この中身についてはどうでしょうか。委員、どうですか。

委員 特別ありません。

教育長 それでは、検討委員会の設置要綱については、こういう形で進めてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第6号については原案のとおり可決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第6号については、原案のとおり決しました。

◎議案第7号

教育長 続きますして議案第7号に入ります。
説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第7号「会津美里町視聴覚ライブラリー条例施行規則を廃止する規則」説明)

教育長 条例がなくなって、規則だけが残っているということなので、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第7号については事務局の原案のとおりに進めていただきます。
ありがとうございました。

◎議案第8号、議案第9号(取下げ)

教育長 続きますして議案第8号を議題にします。

教育文化課長 議案第8号と議案第9号につきましては、先ほどの議案第5号を受けての廃止なので、これは後で3月のときに議案第5号を再度出させていただくときに併せて出したほうがいいかなと思いますので、今回は取下げをさせていただくということをお願いしたいと思います。

教育長 分かりました。

議案第8号と議案第9号については、3月に再度提案される議案第5号とセットで検討するという事でいいですね。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、それをお願いします。

◎議案第10号

教育長 それでは、議案第10号を議題にします。

教育文化課長 (議案第10号「令和3年度会津美里町生涯学習重点事項について」説明)

教育長 ありがとうございました。色つきの文言について、今説明があったとおりです。何かご質問ありますか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、ご質問等ないようですので、議案第10号については事務局の原案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第10号については、原案のとおり決しました。

◎議案第11号

教育長 続きますして議案第11号について説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第11号「会津美里町立認定こども園における令和3年度給食費の額の決定について」説明)

教育長 ありがとうございました。
よろしいですか。

委員 すごい何か温かい配慮というか。

教育長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第11号も原案のとおり決することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第11号については、原案のとおり決しました。

◎議案第12号

教育長 それでは、議案第12号の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第12号「令和3年度以降の成人式の開催方針について」説明)

教育長 令和3年度以降1月15日の成人の日の前日で変わらず二十歳ということで、どうですか。1部は町、2部は実行委員会をつくっての。

委員 今は一般的ではないですか。

教育長 委員要望ありますか。

委員 いや、特には。

委員 2部はどういう感じでやるのかななんてちょっと想像がつかなかった。

教育長 これから検討です。

委員 新成人が中心になるのでしょうか。

教育文化課長 新成人の方、実行委員として事務局とよく相談しながら、どういう企画がいいか、どういう内容がいいかという企画の段階からご相談しながらということを考えているのですが。

教育文化課長補佐 アンケート等で思ったのは、例えばイベント、記念事業として、要望が多かったのは記念写真の撮影会ですが、自由に撮るというスタンスがいいのか、集まって撮るとするのがいいのか、そういう希望とか。あと例えば自分たちがあるグループとか、仲間でグループコンサートみたいなのをやるとかというのをこの前、アンケートを取ったときには、結構載っていたので、例えば新成人が実行委員会に入っていて、企画のほうでそういう提案がされれば、それを実行していくの

かなというふうな想定はしております。成人式と実行委員会の委員としては、例えば各学校の元生徒会長とか、そういうような方々がそのあたりで互選していただいて、旧中学校単位で互選いただくとかというふうなことは想定してございます。

教育長 実行委員会のつくり方もこれからですね。例えば実行委員会で第2部についてはという。
よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第12号については事務局の原案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第12号については、原案のとおり決しました。

◎議案第13号

教育長 それでは、次に議案第13号の説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第13号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明)

公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育長 ありがとうございます。
事務局から原案が一応出されました。社会教育団体として認定するということがどうでしょうか。

委員 ちょっと気になるのは、私はこのグループの対象外であれば社会教育団体でなくてもいいと思うのですが、ただ参加団体の補助が終わった後はどうするつもりなのか。

公民館長兼図書館長 会員が今67名いらっしゃる。多くの町民の方は40名ですけれども、結構県外の方や、町外の方が多くて、この人数には上げていませんが、企業からの協賛金ということも見えています。その中で、今の活動というのは補助金がなくても十分に成り立つのかなという思いはございます。ですので、今年度に関しては、こういった実際新富座というところの町の建物の情報発信という意味で、実はこちら図書館事業として2回ほど大人の映画会ということでの協賛事業としてこちらのホールで映画上映をしまして、本当はかなり人気があって、多くの方いらっしゃいました。

実際今度自分たちで上映をするとなると、年二、三万ぐらいはかかるというところがあって、その負担も厳しいのだとは言っていましたが、正式に設立されて、多くの方に会員となっていただいている。また協賛団体、企業からも協賛金もいただいているところが今徐々に財政的にも確立しているところなので、そういったところを踏まえればその後は、使うとすればこのじげんホールだとは思いますが、この映画上映をするという中でも、利用申請の中では減免がなくても十分にできていく団体なのかなと考えております。

委員 私が見たかったのは、今回補助金の関係で政策財政課というのがありますが、そこでまちづくりだということであれば、まちづくり一つの活動であれば、そちらからも申請があればいろんな施設は対象になるわけですか。

公民館長兼図書館長 そうです。認定外の対象になります。

委員 それは3年後であっても、補助金がなくなったとしても、社会教育団体と認定しなくても可能だということですか。

公民館長兼図書館長 はい。

委員 なぜかという、3年終わったら社会教育に移行しないと彼らが困るというのではないかな、一つの考え方だと思うので、それはどうするのかと思ってお聞きしたのですが、その後もそういうことで支援する仕組みもあるならば、あえて社会教育団体に認定しなくて可能なのかなという考えなのです。

教育長 しなくてもいいということ。その減免、町長が特に認める者は減免します。その町長が認める期間には、限定はないと思うのですが、例えば1年とか、2年とか、1回だとか、そういうのはないのでしょうか。

公民館長兼図書館長 利用したいその都度。

教育長 その都度ですか。

公民館長兼図書館長 ただ、社会教育関係団体と認定されれば、その使いたいその年度の1回目利用するときに減免申請を出していただければ、1年間は減免しますよということで事務局でも対応させていただいております。

教育長 事務局としては、社会教育団体として認めないで、しばらく減免申請で応援していく形です。その都度、その都度になります。社会教育団体と認定するには、引かかるところがあるのです。あっさり入るといふふうにはいかない理由があるのです。しばらくは減免で。

委員 社会教育的な発想ではなくて、ただエンターテインメントの場所を貸すみたいな感じですので、ちょっと違うのです。

教育長 町の活性化にもつながるので大目に。
ということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、事務局の原案のとおり社会教育団体としては認めないで、減免申請で応じていくということで決めたいと思います。ありがとうございました。

◎議案第14号

教育長 次最後になります。
議案第14号について、事務局で説明願います。

教育文化課長 (議案第14号「会津美里町教育委員会顕彰表彰被表彰者の選考について」説明)

教育長 では、まず表のほうはどうでしょうか。表のほうは、要綱による表彰基準に合っているということであります。表はよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 表はいいですね。
では、裏面に行きます。裏面は、基準から外れるのが上の4つ、それから本郷小学校の交通安全協会表彰は、顕彰から外れるのではないかという話、交通安全だから要するに先生方の指導に対するのでないかな、要するにこの交通安全協会を受けた趣旨としての新聞発表によると、6年生が毎年交通安全教室を開いている。それから、あと5年生と6年生が交通安全推進員として家庭の交通安全に貢献しているという2つの理由で協会賞をもらっている。あげたいのですが、何か引っかかっているようで、委員どうですか、本郷小学校。

委員 今までこういう微妙なというか、前例的なものというのはないのですか。

教育長 本郷小学校のこれ10年に1回、今回初めてといったか。

委員 花とか何かありますよね、表彰を受けるとかという、そういうのは顕彰表彰に値になっていたのかなっていないのかで。

教育文化課長 交通安全に関しては、私覚えている限り10年ぐらいないです。顕彰表彰の要綱の

中の趣旨としましては、会津美里町の文化の向上及び教育の振興、発展に貢献し、その功績が顕著であった幼児、児童生徒に対して表彰を行うということでございます。対象としましては、町のスポーツ及び芸術文化の向上に貢献のあった者、特に有益な調査研究、発明、発見または工夫の考案をした者、各種県大会、県展またはこれと同等の大会等で功績のあった者、そのほかで教育委員会が認める者ということはあるのですが、何分この交通安全でというのがちょっと違うかなというふうになっているのですけれども。

委員 長年の功績みたいのが、外れると言っていいのかな。

委員 そうすると、社会教育活動を何か対象にするということを考えないといけなくなるので、これも何か無意味のような気がするのです、今の要綱上では。要綱を変えればいいのですが。

教育文化課長 あと交通安全教室は、申し訳ないですが、どこの学校もやってはいるところと、交通安全推進員ももしかすると私の子供たちが小学校時代もみんな推進員はやっていましたので。

教育長 委員、よろしいですか。裏面の。

委員 何か要綱に沿った目的。

教育長 では、表彰するのは表の8ですか、個人、団体でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、議案第14号については事務局の原案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第14号については、原案のとおり決しました。

教育長 ありがとうございます。
では、顕彰表彰について、何か説明することありますか。

教育文化課長 いえ、特にございませんが、3月9日の4時から表彰式を予定しております。

それでは、議案第14号については終わりにしたいと思います。

ここで一旦休憩にしましょう。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時29分

教育長 では、再開します。

◎議案第15号

教育長 協議事項の前に議案第15号ですか、議案下に1つ追加お願いします。
では、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第15号「会津美里町学校施設長寿命化計画について」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 ありがとうございました。
今日のところは1件です、このパブリックコメントは。

教育文化課長補佐 そうです。今日まで届いたのはあったのですが、それは間に合わないので、二、
三個来ているのですけれども、資料に間に合わなかったものですから。

教育長 それは、では後日。

教育文化課長補佐 はい、明日まで待ちまして、パブリックコメント期間が明日までありますので、
明日まで待って、併せて皆様にメールとかでご確認いただくというような手続にしたいと思います。

教育長 そうすると、今日のこの意見についての修正案というのですか、これはこれでよろしいのですか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、そのプールについて何か、この表みたいなのがありますが、事務局で何か
説明ありますか。プールのアンケートみたいなのがあったような感じなのですが。

(「指導主事」の声あり)

教育長 委員の方々には行っていないな。指導主事の資料の中に水泳教室、小学校プール

の使用についてというアンケート、それは後で、失礼しました。

それでは、議案第15号については事務局に今説明してもらったとおり、そしてこの後の追加分については、事務局で委員の方々とやり取りをして見ていただくということによろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第15号については事務局の原案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 議案第15号については、原案のとおり決しました。

教育長 では、そういうことでよろしく願いいたします。
あと審議事項はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

5. 協議事項

教育長 では、次5番目、協議事項に入らせていただきます。
(1) 番目、第2回総合教育会議について説明をお願いいたします。

教育文化課長 ((1)「令和2年度第2回総合教育会議について」資料により説明)

教育長 3月4日というのは、総合教育会議の日程の話でしょう。

教育文化課長 日程のこの中身です。

教育長 中身も4日の日に話すの。

教育文化課長 話しできればと思っておりますが、時間なくて無理だったらしょうがないので、定例会になるかと思えます。4日にですか、総合教育会議に出せるようなもう少し詳しい資料を提示したいと思っております。4日に資料をお配りし、説明して、その後の定例会でいろいろお話しいただくという感じでいいですか。

教育長 今課長から話ありましたように、3月の20日以降その日程については4日の日に決めるとして、1ページ目にある個別施設計画の特に学校適正規模・適正配置とか、本郷体育館、それと本郷生涯学習センター、この辺のところについて、資料を作っ

ていただいて、4日以降、教育委員会としてこういう方向でいきたいというような方向性を大体みんなで共通に持っていただいて、そして20日以降の総合教育会議でそれは事務方と町長と協議をするということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 いいですね。取りあえず4日に資料をもらって説明を受けて、やっぱりちょっと置かないとわからないのではないのでしょうか。もう一回どこかで臨時会でも持ってもらって、そしてここで決めて、20日と、20日の前でもいいのかな。

教育文化課長 定例会がいつだか。

教育長 それは、4日に決めましょう。

教育文化課長 定例会の日程は、今日決まりますよね。

教育長 今日決めますけれど、持っていく方と、それから総合教育会議の中身について、特に何か要望とかありますか。資料は4日に作っていただくということで。

教育文化課長 短時間で全部をお話しするのも何だと思ったのですが。

教育長 その時には資料早めにできたら事前に送っていただいて、見てもらうということもありだと思うので、4日前に。

委員 この資料ですが、「旧本郷小学校跡地利活用検討会」というのは、ちゃんとあるのでしょうか。委員長がいるのですね。

教育文化課長 はい、あったのです。あるのです。

委員 大体あるかとは思うのですけれども。

教育文化課長 10人ぐらいはいらっしやったのですが、委員長もいらっしやいます。

教育長 それでは、今事務局から提案のあったとおり、3月4日の日用に資料を作ってください。用意してください。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 よろしく申し上げます。

6. 報告事項 ((3) (4) 非公開)

教育長 それでは、次行きたいと思います。
 6 番目、報告事項に入ります。
 では (1) 番目からお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会 2 月会議について」資料により説明)

教育長 ありがとうございます。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

教育長 では、(2) 番目、共催・後援承認依頼についてです。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長 じげんホールでやりたいと言っていました。いいことだと思います。
 よろしいですね。

(「はい」の声あり)

教育長 では、次に行きます。

 (3) 番目、児童・生徒に関すること、お願いします。(3) 児童生徒に関するこ
 とについては会津美里町教育委員会会議規則第16条第 1 項に基づき非公開とさせて
 いただきます。

 指導主事が出かけておりますので、私から説明します。

 ((3)「児童・生徒に関すること」説明)

 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 次、行きます。

 では、次は (4)、教職員に関することです。

 その前に本郷小学校の 5 年生についてうわさは聞いておられるでしょうか。

委員 この間ではなくて。

教育長 本郷小学校の 5 年生は委員に見ていただいたり、先生に見ていただいたりしまし

た。本当にあの頃は私が行っても廊下に5、6人寝転がっていたんですが、その後は教務主任が担任になられて、そして教頭先生も入って、かなり根気よく教務主任が一人ひとり面談しながらやられた。ここ最近、全員が椅子に座って授業を受けていると。新6年生は今人事異動と絡んでいるのですが、6年生は教務主任の先生が継続して指導するという期待したいと思います。

宮川小学校もいろいろ迷惑かけました。委員、あまりいい話入ってこなかったですが、本当に宮川小学校、見違えるほどになりました。校長先生も今年で3年でご栄転なので、新しく来られる先生もぜひ引き継いで今のままといいふうになっているところ。病休の先生はいません。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
では、次に行きます。(5)番目、生涯学習に関するをお願いします。

教育文化課長 特にないです。

教育長 では、(6)番目、教育関係施設に関すること。

教育文化課長 ((6)「教育関係施設に関すること」説明)

教育長 これ令和2年度のプールについてですよ。令和元年度はなかったのですか、こういうアンケートはなかったのかな。

委員 活動はなかったのです。

教育長 分かりました。
それでは、続きまして(7)番目、事務局報告事項、①の教育文化課と、それから②、認定こども園ですか、2つ併せてをお願いします。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」説明)

教育長 では、(8)番目、その他はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

7. その他

教育長 ではなければ、最後7番目のその他、(1)、今後の行事予定についてをお願いします

ます。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

(日程調整)

委員 今、まとまった内容を課長補佐が表にしてください。

課長補佐 はい。

教育長 次、(2)番目、次回委員会の開催予定日についてということで、まず3月4日は何時からですか。

教育文化課長 臨時会、3月4日は午後4時からで。

教育長 3月4日が臨時会で16時から。
定例会はいつ頃がよろしいですか。

(日程について協議)

教育長 では、定例会18日午前9時、お願いします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。
では、一応7番目のその他はそこまでです。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

8. 閉会

教育長 8番目、閉会よろしくをお願いします。

教育文化課長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。
これもちまして令和3年第3回2月定例会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午後4時41分